

協議第 8 5 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 確認

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	調整の内容(案)	10市町村において差異のある介護保険制度については、統一を図るものとする。 なお、第1号被保険者の保険料については不均一賦課によることとし、現行計画の終了(平成17年度)まで、現行のとおりとする。
関係項目			

先進地事例

【西東京市】

介護保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。

- (1)第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。
ただし、合併年度については、それぞれ旧市の例による。
- (2)第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。
ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

【大船渡市】

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

【さぬき市】

- (1)保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2)納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3)基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4)要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5)低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6)介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

【周南市】

- (1)介護保険給付
現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2)介護保険料(第1号被保険者保険料)
新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払回数は10期とし、納期限については、新市に移行後、速やかに調整する。